

## 鹿角市介護支援ボランティア制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第5号に規定する事業として、高齢者が介護支援等のためのボランティア活動を通して地域に貢献することを奨励し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するとともに、生き生きとした地域社会の実現に寄与することを目的として、鹿角市介護支援ボランティア制度（以下「介護支援ボランティア制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報の保護に努めなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果の向上が図られるよう努めなければならない。

- (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
- (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
- (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
- (4) 介護給付費等の抑制につながること。

### (制度の内容)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動（以下「活動」という。）の実績を評価した上、評価ポイントを付与し、活動を行う高齢者（以下「活動者」）の申出に基づき、当該評価ポイントに応じた額に相当する交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティア制度の対象となる高齢者は、鹿角市における介護保険第1号被保険者のうち、法第19条第1項に規定する要介護認定を受けていない者で、活動をすることができると認められる健康で体力のあるものとする。

3 活動者は、第5条第2項の決定を受けた活動を受け入れる機関（以下「受入機関」という。）において活動を行うものとする。

### (手帳の交付)

第4条 第3条第2項の規定に該当する者が活動を行おうとするときは、鹿角市介護支援ボランティア登録申請書（様式第1号）に介護保険被保険者証を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、ボランティア登録（以下「登録」という。）をするとともに、ボランティア手帳（以下「手帳」という。）を当該申請者に交付するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期間は、当該登録した日が4月1日から8月末日までの間にあっては当該登録した日から当該登録した日の属する年度の8月末日までとし、当該登録した日が9月1日から翌年3月末日までの間にあっては当該登録した日から当該登録した日の属する年度の翌年度の8月末日までとする。

4 破損、紛失等による手帳の再交付は、原則として行わないものとする。

5 市長は、登録の有効期限の満了する日までに、登録を更新するとともに、手帳を交付するものとする。

（受入機関）

第5条 受入機関になろうとする介護保険施設等は、鹿角市介護支援ボランティア受入申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請内容を確認し、支障がないと認めるときは、当該申請があった日から14日以内に鹿角市介護支援ボランティア受入（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 受入機関は、既に登録を受けている内容について変更するときは、鹿角市介護支援ボランティア指定変更申請書（様式第4号）により、市長に申請するものとする。

4 市長は、前項の申請内容を確認し、変更の内容について支障がないと認めるときは、当該申請があった日から14日以内に鹿角市介護支援ボランティア指定変更決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

5 受入団体は、受入れを取りやめようとするときは、鹿角市介護支援ボランティア受入中止届（様式第6号）により、市長に提出しなければならない。

6 市長は、受入機関の受入れを取り消したときは、鹿角市介護支援ボランティア受入取消決定通知書（様式第7号）により、当該受入機関に通知するものとする。

（活動の評価とポイントの付与）

第6条 受入機関は、活動者の行った活動1時間につき、1回として評価するものとする。

ただし、1日において2時間以上の活動を行った場合又は1日において2か所以上の受入機関においてそれぞれ1時間以上の活動を行った場合は、2回を上限として評価するものとする。

- 2 前項の規定による評価は、受入機関が1回の評価につき1ポイントを付与し、1個のスタンプを手帳に押印することによって行う。
- 3 ポイントを付与する期間は、毎年9月1日から翌年の8月末日までの1年間とする。
- 4 ポイントは、第三者に譲渡することはできない。
- 5 鹿角市における介護保険第1号被保険者でなくなったときは、既に付与されたポイントは無効とする。

(ポイントの換金及び寄附)

第7条 前条第2項の規定によるポイントを換金し、又は寄附しようとする者は、介護支援ボランティア制度ポイント換金申出書(様式第8号)に手帳を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 ポイントの換金又は寄附は、1ポイントにつき100円と換算し、一度に換算できるポイントは、スタンプの押印期間当たり5ポイント以上、50ポイント以下とする。
- 3 前項の規定による上限を超えたポイント及びやむを得ない理由により第1項の申請を行わなかった者に係るポイントは、50ポイントを限度に翌年のスタンプの押印期間に限りこれを繰り越すことができる。
- 4 第1項の規定による申請は、原則としてスタンプの押印期間終了後、当該終了した日の属する年度の9月1日から10月31日までの間に行うものとする。その際、ポイントの繰越しが生じた場合は、翌年の手帳へ当該ポイント分のスタンプを市長が押印することにより繰越しを行う。
- 5 第3項の規定による繰越しは、当該終了した日の属する年度の9月1日から10月31日までの間に行うものとする。
- 6 ポイントの寄附は、市長が指定するものに対して行うものとする。

(換金及び寄附申請の制限)

第8条 活動者は、次の各号のいずれかに該当するときは、換金又は寄附をすることができない。

- (1) 当該申請しようとする日において、鹿角市介護保険の第1号被保険者でないとき。
- (2) 申請の日から過去2年間において、鹿角市介護保険の第1号保険料の未納又は滞

納があるとき。

(3) 偽りその他不正の手段によりスタンプの押印を受けたとき。

(事業の委託)

第9条 市長は、介護ボランティア制度の実施にあたり、その事業の一部又は全部を社会福祉法人その他市長が適当と認める団体に委託することができる。

(委任)

第10条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成28年8月末日までの間において第4条第2項の規定による登録を受けた者に対する同条第3項に規定する登録の有効期間の取扱いについては、同項の規定にかかわらず、当該登録した日から平成29年8月末日までとする。